

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一五五一五五

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

（特地官署）	改 正 後
第一条 給与法第十三条の二第一項に規定する官	
（特地官署）	改 正 前
第一条 給与法第十三条の二第一項に規定する官	

署（以下「特地官署」という。）は、別表第一に掲げる官署及び臨時的に置かれることその他の事由により別に人事院が定める官署とする。

（特地勤務手当の月額）

第二条（略）

2 前項の特地官署の冬期（毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）以外の期間及び冬期に係る級別区分は、別表第一に定めるとおり（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）とする。

（特地勤務手当を支給しない期間）

第三条 次に掲げる官署に勤務する職員には、冬

署（以下「特地官署」という。）は、別表に掲げる官署及び臨時的に置かれる官署で別に人事院が定めるものとする。

（特地勤務手当の月額）

第二条（略）

2 前項の特地官署の級別区分は、別表に定めるとおり（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）とする。

（特地勤務手当を支給しない期間）

第三条 次に掲げる官署に勤務する職員には、毎

期以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間

(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一 別表第一の二の表に掲げる官署

二 (略)

(特地勤務手當に準ずる手當)

第四条 給与法第十四条第一項の規定による特地

勤務手當に準ずる手當の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年)

一 別表の二の表に掲げる官署

二 (略)

(特地勤務手當に準ずる手當)

第四条 給与法第十四条第一項の規定による特地

勤務手當に準ずる手當の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年)

に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一 職員が特地官署若しくは準特地官署（特地

官署に準ずる官署として別表第二に掲げる官署その他人事院が別に指定する官署をいう。

以下同じ。）以外の官署に異動した場合又は職員の在勤する官署が移転等のため、特地官署若しくは準特地官署に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 （略）

2 紙与法第十四条第一項の規定による特地勤務手當に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当

に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一 職員が特地官署若しくは人事院が指定する

これらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）以外の官署に異動した場合又は職員の在勤する官署が移転等のため、特地官署若しくは準特地官署に該当しないこととなつた

場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 （略）

2 紙与法第十四条第一項の規定による特地勤務手當に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当

の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

期 間 等 の 区 分		支 給 割 合	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

署を準特地官署とみなす。

備考 前条各号に掲げる官署のうち次項第一号及び第二号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

期 間 等 の 区 分		支 給 割 合	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

官署とみなす。

備考 前条各号に掲げる官署のうち次項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 別表第一の二の表備考第二号に掲げる官署

二 前条第二号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

三 別表第二の二の表に掲げる官署

四 準特地官署（別表第一に掲げる官署を除く。）のうち人事院が定めるもの

別表を次のように改める。

別表第一（第一条—第四条関係）

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道

級別区分

級別区分

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（新設）

一 前条各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

（新設）

二 準特地官署のうち人事院が定めるもの

府県	所 在 地	官 署	(冬期以外) (冬期)
北海道	島牧郡島牧村字泊八三の二二 中川郡中川町字安川三一の四 中川郡中川町字安川三一の四 上川北部森林管理署佐久森林 事務所	後志森林管理署永豊森林事務 所 上川北部森林管理署共和森林 事務所	四級地 四級地
沙流郡平取町振内町三一の三 沙流郡平取町振内町三一の三 沙流郡平取町振内町三一の三 日高北部森林管理署貫気別森	日高北部森林管理署幌尻森林 事務所	日高北部森林管理署振内森林 事務所	

		幌泉郡えりも町字新浜二四七の一 幌泉郡えりも町字新浜六一の一五	九	幌泉郡えりも町字新浜二四七の一 幌泉郡えりも町字新浜六一の一五
一	釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の 国立公園管理事務所阿寒湖管 理官事務所	目梨郡羅臼町船見町一三三 目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	目梨郡羅臼町船見町一三三 目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	北海道地方環境事務所えりも 自然保護官事務所 根釧東部森林管理署羅臼森林 事務所
	釧路自然環境事務所阿寒摩周	羅臼海上保安署	釧路自然環境事務所羅臼自然 保護官事務所	日高南部森林管理署えりも治 山事業所
	三級地			林事務所
	四級地			

石狩市浜益柏木二〇四

石狩森林管理署浜益森林事務

所

勇払郡むかわ町穂別八三の一

胆振東部森林管理署穂別森林

事務所

勇払郡むかわ町穂別八三の一

胆振東部森林管理署稻里森林

事務所

沙流郡日高町栄町東二の二五八の

日高北部森林管理署

三

沙流郡日高町栄町東二の二五八の

日高北部森林管理署日高森林

事務所

沙流郡日高町栄町東二の二五八の

日高北部森林管理署日勝森林

事務所

沙流郡日高町松風町二の二五一の

室蘭開発建設部日高道路事務

三

		奥尻郡奥尻町字奥尻四四四	所	所
五の一	ナ イ	上川郡上川町字層雲峠	所	所
利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九	所	勇払郡占冠村字中央	所大雪ダム管理支所	三級地
宗谷森林管理署利尻森林事務	所	上川南部森林管理署占冠森林事務所	旭川開発建設部旭川河川事務所	三級地
礼文郡礼文町香深村字ヘウケトン	林事務所	宗谷森林管理署礼文森林事務		三級地

利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九

宗谷森林管理署鴛泊治山事業

五の一

天塩郡幌延町字幌延一五三の二

留萌開発建設部幌延河川事務

沙流郡平取町字芽生八四の七

所

室蘭開発建設部鶴川沙流川河

川事務所平取ダム管理支所

足寄郡陸別町陸別基線三一八

十勝東部森林管理署宇遠別森

林事務所

足寄郡陸別町陸別基線三一八

十勝東部森林管理署鹿山森林

事務所

足寄郡陸別町陸別基線三一八

十勝東部森林管理署陸別森林

事務所

足寄郡陸別町陸別基線三一八

十勝東部森林管理署勲禰別森

		足寄郡陸別町陸別基線三一八	
		十勝東部森林管理署斗満森林 事務所	林事務所
		空知郡南富良野町字幾寅 上川南部森林管理署 事務所	上川南部森林管理署 事務所
		空知郡南富良野町字幾寅 上川南部森林管理署落合森林 事務所	上川南部森林管理署 事務所
		空知郡南富良野町字幾寅 上川南部森林管理署金山森林 事務所	上川南部森林管理署 事務所
		雨竜郡幌加内町字清月 空知森林管理署北空知支署 事務所	二級地
		雨竜郡幌加内町字清月 空知森林管理署北空知支署幌 加内森林事務所	三級地

沙流郡平取町字二風谷二四の四

室蘭開発建設部鵡川沙流川河

川事務所

沙流郡平取町字二風谷二四の四

室蘭開発建設部鵡川沙流川河

川上郡弟子屈町川湯温泉二の二の

釧路自然環境事務所阿寒摩周
川事務所二風谷ダム管理支所

二

夕張市南部青葉町五七三

札幌開発建設部夕張川ダム總

國立公園管理事務所

伊達市大滝区本町一二の一

合管理事務所

後志森林管理署大滝森林事務

二級地

瀬棚郡今金町字美利河

所

函館開發建設部今金河川事務

所美利河ダム管理支所

上川郡上川町川端町九の一

上川中部森林管理署上川森林

二級地

の三	雨竜郡幌加内町字幌加内四六九九	上川郡上川町旭町三九の一	上川郡上川町川端町九の三	上川郡上川町川端町九の三	上川中部森林管理署清川森林事務所
	札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所	旭川開発建設部旭川道路事務所	上川中部森林管理署層雲峠森林事務所	上川中部森林管理署大函森林事務所	上川中部森林管理署層雲峠森林事務所
		山事業所			
		上川郡上川町川端町九の一	上川郡上川町川端町九の三	上川郡上川町川端町九の三	上川郡上川町川端町九の三

天塩郡豊富町大通一

宗谷森林管理署豊富森林事務所

斜里郡斜里町ウトロ東無番地

北海道森林管理局計画保全部

斜里郡斜里町ウトロ西一八六の一

知床森林生態系保全センター



釧路自然環境事務所ウトロ自

然保護官事務所

紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北

網走西部森林管理署西紋別支



署

紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北

網走西部森林管理署西紋別支



署札久留森林事務所

紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北

網走西部森林管理署西紋別支



署滝西森林事務所

紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北

網走西部森林管理署西紋別支

		紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北 一	網走西部森林管理署西紋別支 署雄柏森林事務所
		河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷 十勝西部森林管理署東大雪支 署糠平森林事務所	十勝西部森林管理署東大雪支 署糠平森林事務所
		河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷 十勝西部森林管理署東大雪支 署糠平森林事務所	河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷 十勝西部森林管理署東大雪支 署糠平森林事務所
石狩市厚田一一九八の一	河西郡中札内村南札内七三五の二	上川郡新得町字屈足トムラウシ 帶広開発建設部帶広河川事務 所十勝ダム管理支所	上川郡新得町字屈足トムラウシ 帶広開発建設部帶広河川事務 所十勝ダム管理支所
所	石狩森林管理署厚田森林事務	所札内川ダム管理支所	所札内川ダム管理支所
一級地			
二級地			

虻田郡留寿都村字留寿都三八

後志森林管理署留寿都森林事務所

空知郡南富良野町字金山

札幌開発建設部空知川河川事務所金山ダム管理支所

留萌郡小平町字達布一〇三三

留萌南部森林管理署達布森林

事務所

常呂郡置戸町字常元

網走開発建設部北見河川事務所鹿ノ子ダム管理支所

常呂郡佐呂間町永代九八の二

網走中部森林管理署若佐森林

事務所

常呂郡佐呂間町永代九八の二

網走中部森林管理署佐呂間森

林事務所

日高郡新ひだか町三石本桐二〇八

日高南部森林管理署三石森林

の二六

青森県	上川郡新得町屈足柏町五の一の三 上川郡新得町屈足柏町五の一の三 上川郡新得町屈足柏町五の一の三 上川郡新得町屈足柏町五の一の三 上川郡新得町屈足柏町五の一の三 十勝西部森林管理署東大雪支 署屈足森林事務所 署ニペソツ森林事務所 十勝西部森林管理署東大雪支 署トムラウシ森林事務所 青森森林管理署三厩森林事務所	十勝西部森林管理署東大雪支 署新得森林事務所 十勝西部森林管理署東大雪支 署屈足森林事務所 署ニペソツ森林事務所 十勝西部森林管理署東大雪支 署トムラウシ森林事務所 青森森林管理署三厩森林事務所	事務所
所 所	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川 七の一 目三九の四	下北森林管理署佐井森林事務	
	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二五	三級地	
	四級地		

東津軽郡今別町大字今別字西田二 五八の六一三	青森森林管理署今別森林事務所	三級地
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 三一の一	津軽森林管理署深浦森林事務所	所
十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休 屋四八六	東北地方環境事務所十和田八	津軽森林管理署深浦森林事務所
五所川原市相内吉野一五の三三一 むつ市脇野沢渡向二九の七	幡平国立公園管理事務所	幡平国立公園管理事務所
西津軽郡深浦町大字正道尻字小儀 四九の四	森林事務所	森林事務所
下北郡風間浦村大字易国間字大川	下北森林管理署脇野沢森林事務所	津軽森林管理署岩崎森林事務所
		二級地
		二級地
		三級地
		三級地

				目六の六四
岩手県				
八幡平市荒屋新町四一の八	西津軽郡深浦町大字関字豊田八六	上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附一 の六七	上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附一 一八	むつ市川内町宿野部上野下二一の 八
八幡平市荒屋新町四一の八	西津軽郡深浦町大字関字豊田八六	上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附一 の六七	上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附一 一八	三戸郡田子町大字田子字釜淵平四 八の一
岩手北部森林管理署	岩手北部森林管理署	務所	林事務所	下北森林管理署蛎崎森林事務所
二級地			六ヶ所原子力規制事務所	三八上北森林管理署六ヶ所森
三級地		一級地		

		宮城県			
秋田県					
栗原市花山字本沢富ノ原七の一 二	栗原市花山字本沢富ノ原七の一 二	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭一四九 の六一	三陸北部森林管理署久慈支署 安家森林事務所	林事務所	下閉伊郡田野畠村菅窪一〇五の四
北秋田市阿仁幸屋渡字前野七の一 一	北秋田市阿仁幸屋渡字前野七の一 一	宮城北部森林管理署花山森林 事務所			三陸北部森林管理署田野畠森
仙北市田沢湖玉川字下水無九二	支署比立内森林事務所				事務所
男鹿市北浦北浦字五輪野一五六の 八	玉川ダム管理所	米代西部森林管理署男鹿森林 事務所	二級地	二級地	二級地
仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二の 湯沢河川国道事務所秋田駒ヶ	二級地	二級地	二級地	二級地	
	二級地	三級地	二級地	二級地	

		由利本荘市鳥海町上笹子字下野二 の一五	由利森林管理署笹子森林事務所	一級地
		北秋田市小又字家ノ後一二の二	米代東部森林管理署上小阿仁 支署前田森林事務所	一級地
		北秋田市小又字家ノ後一二の二	米代東部森林管理署上小阿仁 支署平田森林事務所	一級地
		北秋田市阿仁笑内字金倉五三の六	米代東部森林管理署上小阿仁 支署笑内森林事務所	二級地
		北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 三七六の一三	米代東部森林管理署上小阿仁 支署	二級地
		北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 三七六の一三	米代東部森林管理署上小阿仁 支署小沢田森林事務所	

		山形県			
福島県					
北秋田郡上小阿仁村南沢字箱渕岱 一〇の一 支署南沢森林事務所	仙北市西木町桧木内字吉田九一の 秋田森林管理署吉田森林事務 所	西置賜郡小国町大字増岡九三一の 置賜森林管理署舟渡森林事務 所	西村山郡西川町大字大井沢字長ト ロ一一八二の一 所	西置賜郡小国町大字叶水字土尾原 所	西村山郡西川町大字大井沢字長ト ロ一一八二の一 所
南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七 の一 南会津郡檜枝岐村字下ノ原九六七	会津森林管理署南会津支署檜 枝岐森林事務所	置賜森林管理署叶水森林事務 所	山形森林管理署中村森林事務 所	置賜森林管理署舟渡森林事務 所	西置賜郡小国町大字叶水字土尾原 所
米代東部森林管理署上小阿仁 支署南沢森林事務所	秋田森林管理署吉田森林事務 所	置賜森林管理署舟渡森林事務 所	西村山郡西川町大字大井沢字長ト ロ一一八二の一 所	西置賜郡小国町大字叶水字土尾原 所	西村山郡西川町大字大井沢字長ト ロ一一八二の一 所
関東地方環境事務所檜枝岐自	二級地	二級地	二級地	二級地	一級地
	四級地	二級地	三級地	一級地	
	四級地	二級地			

一〇

大沼郡昭和村大字小中津川字石仏 一八〇〇の二	田村市都路町古道字新町七二の一	南会津郡南会津町古町字東居平九 南会津郡南会津町松戸原二四	南会津郡只見町大字大倉字広田面 南会津郡南会津町山口字村上八六	南会津郡只見町大字大倉字広田面 南会津郡南会津町山口字村上八六
会津森林管理署昭和森林事務所	福島森林管理署都路森林事務所	ノ花森林事務所	会津森林管理署南会津支署伊南森林事務所	会津森林管理署南会津支署小林森林事務所
二級地	二級地			
二級地	三級地			

東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿

棚倉森林管理署鮫川森林事務所

ノ入四七の一

双葉郡川内村大字上川内字早渡一

一の二四

双葉郡川内村大字下川内字石崎三

一の五

双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内七

の一

耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯

一〇九三の四九六

耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯

一〇九三

所

東北農政局地方参事官（震災復興担当）室川内村役場駐在所

磐城森林管理署川内森林事務所

所

磐城森林管理署葛尾森林事務所

所

会津森林管理署小野川森林事務所

務所

一級地

二級地

双葉郡葛尾村大字落合字落合一六

東北農政局地方参事官（震災復興担当）室葛尾村役場駐在

		茨城県			
日光市川俣六四六の一	日光市黒部二二一の三	常陸太田市徳田町上宿三五六の三 常陸太田市小妻町三六七	常陸太田市徳田町上宿三五六の三 常陸太田市小妻町三六七	石川郡古殿町大字松川字荷市場三 一	所
鬼怒川ダム管理支所	所	茨城森林管理署折橋森林事務所	茨城森林管理署徳田森林事務所	福島森林管理署白河支署横川 森林事務所	所
一級地			一級地	一級地	
二級地			二級地	一級地	

			日光市中三依六四四
東京都	群馬県		
小笠原村父島字東町一五二 小笠原村父島字西町 小笠原村父島字清瀬 小笠原村父島字西町	利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三 八八五の一	群馬森林管理署檜原森林事務所	日光森林管理署三依森林事務所
タ 小笠原總合事務所 父島氣象觀測所 小笠原海上保安署	関東森林管理局計画保全部小笠原諸島森林生態系保全センタ	關東地方環境事務所片品自然保護官事務所	一級地
一級地	二級地	二級地	二級地
一級地	二級地	三級地	一級地

		新潟県				
佐渡市真野四五七	佐渡市相川三町目新浜町三の三 佐渡市相川三町目新浜町三の三	大島町元町字家の上四四五の九 大島町元町一の一の一四 大島町元町字家の上四四五の九	八丈島八丈町大賀郷二二六三の一 三宅島三宅村阿古四九七 大島町元町字家の上四四五の九	八丈島八丈町大賀郷二二六三の一 三宅島三宅村阿古四九七 大島町元町字家の上四四五の九	八丈島八丈町大賀郷二二六三の一 三宅島三宅村阿古四九七 大島町元町字家の上四四五の九	小笠原村母島字静沢
書陵部多摩陵墓監区事務所真	佐渡税務署	新潟地方法務局佐渡支局	諸島管理官事務所 伊豆国立公園管理事務所伊豆	伊豆大島火山防災連絡事務所 関東地方環境事務所富士箱根	三宅島火山防災連絡事務所 伊豆大島火山防災連絡事務所	保護官事務所
二級地	三級地	三級地	二級地	三級地	四級地	然保護官事務所
三級地	三級地	三級地	二級地	三級地	四級地	関東地方環境事務所母島自然

		佐渡市中原三四一	新潟刑務所佐渡拘置支所	野部
		佐渡市中原三四一	新潟地方検察庁佐渡支部	
		佐渡市中原三四一	佐渡区検察庁	
		佐渡市両津湊三五三の一	新潟税関支署佐渡監視署	二級地
		佐渡市原黒三三三の三八	佐渡労働基準監督署	
		佐渡市両津夷二六九の八	佐渡公共職業安定所	
		佐渡市八幡九一四の一	下越森林管理署佐和田森林事務所	二級地
		佐渡市両津夷三八三の一	新潟港湾・空港整備事務所第	
		佐渡市両津夷三八四の一	五建設管理官室両津港出張所	
		佐渡海上保安署	佐渡海上保安署	二級地
		佐渡市新穂正明寺一二七七	関東地方環境事務所佐渡自然	

長野県	石川県	富山県	東蒲原郡阿賀町豊川甲四七三の二 中新川郡立山町芦嶺寺字松尾三 白山市白峰ホ二五の一	下越森林管理署豊川森林事務所 立山砂防事務所水谷出張所 中部地方環境事務所白山自然 保護官事務所
木曽郡王滝村二四七一の一 木曽郡王滝村二四七一の一	木曽郡王滝村二四七一の一 木曽森林管理署南滝越森林事務所	木曾森林管理署瀬戸川森林事務所	一級地 一級地 一級地	所 立山砂防事務所水谷出張所 中部地方環境事務所白山自然 保護官事務所
木曽郡王滝村二四七一の一	木曽森林管理署氷ヶ瀬森林事務所	三級地	四級地	一級地
木曽森林管理署王滝治山事業		四級地	四級地	一級地

松本市安曇四四六八	木曾郡大桑村大字須原一〇五八の一 木曾郡上松町正島町一の四の一 木曾郡上松町正島町一の四の一 木曾郡大桑村大字須原一〇五八の一	松本市奈川二四九二の二 南佐久郡川上村大字御所平一〇二 七の一 木曾森林管理署 木曾森林管理署駒ヶ岳森林事務所 木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所	中信森林管理署大野川森林事務所 東信森林管理署川上森林事務所 所 務所	所 務所 二級地 二級地
信越自然環境事務所中部山岳	一級地			
	二級地			

岐阜県					国立公園管理事務所上高地管
大野郡白川村大字鳩谷字北長四三	飯田市南信濃和田二四六四の三	飯田市南信濃八重河内一二〇九の五	木曽郡大桑村大字野尻一二二三の一	下伊那郡大鹿村大字大河原八八三所	飯田市上村八五八の一〇 理官事務所
飛騨森林管理署白川森林事務	設監督官詰所	砂防出張所	寺森林事務所	南信森林管理署南木曾支署阿	南信森林管理署大鹿森林事務
三級地		天竜川上流河川事務所遠山川			
三級地		一級地			

静岡県					三の一 大野郡白川村大字御母衣字コウ島	所 飛騨森林管理署庄川治山事業
浜松市天竜区水窪町奥領家三三一八	高山市奥飛驒温泉郷平湯七六三の 一 二	高山市高根町上ケ洞字井ノ口三八 三	下呂市小坂町湯屋四	所 岐阜森林管理署大洞森林事務	所 飛騨森林管理署莊川森林事務	所 飛騨森林管理署庄川治山事業
天竜森林管理署水窪森林事務 官事務所	信越自然環境事務所中部山岳 国立公園管理事務所平湯管理	飛騨森林管理署上ケ洞森林事務所	一級地	一級地	二級地	
二級地		一級地	一級地	二級地	三級地	
二級地		一級地	二級地	二級地	三級地	

三重県	愛知県				一の五
松阪市飯高町森一八一〇の一 一一	北設楽郡設楽町清崎字中田一の一	榛原郡川根本町千頭字八幡山九八〇の二	榛原郡川根本町千頭字八幡山九八〇の二	榛原郡川根本町千頭字付平九五〇の二	榛原郡川根本町千頭字付平九五〇の二
蓮ダム管理所	事務所田口森林事務所 中部森林管理局愛知森林管理	矢作ダム管理所 長島ダム管理所	静岡河川事務所梅ヶ島出張所	静岡森林管理署南千頭森林事務所	井川治山センター 関東森林管理局計画保全部大所
一級地		一級地	一級地		
一級地		一級地	一級地		

				奈良県
田辺市本宮町切畑二〇九の一 五	田辺市本宮町切畑田ノ元二一一の 和歌山務所	吉野郡川上村大字北和田字長屋峯 六一五の五	吉野郡下北山村下池原一三六	吉野郡十津川村上野地二四一の二 三
田辺市本宮町切畑二〇九の一 和歌山森林管理署本宮森林事務所	和歌山森林管理署龍神森林事務所	南近畿土地改良調査管理事務 所大迫ダム管理所	管理事務所下北山森林事務所	近畿中国森林管理局奈良森林 管理事務所十津川治山事業所
	二級地	一級地	一級地	二級地
	二級地	一級地		二級地

		島根県	
鹿足郡吉賀町柿木村柿木七六五の 五	島根森林管理署柿木森林事務 所	二級地	
隱岐郡隱岐の島町城北町五五	松江地方法務局西郷支局	二級地	
隱岐郡隱岐の島町城北町五五	境税關支署西郷監視署	二級地	
隱岐郡隱岐の島町城北町五五	西郷稅務署		
隱岐郡隱岐の島町城北町五五	松江労働基準監督署隱岐の島 駐在事務所		
隱岐郡隱岐の島町東町宇屋の下九 九の二	松江公共職業安定所隱岐の島 出張所		
隱岐郡隱岐の島町城北町五五	隱岐海上保安署		
中國四国地方環境事務所大山			

高知県	香川県	徳島県	広島県	
高岡郡梼原町松原五六九の一	高松市庵治町六〇三四の一	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一 三好市東祖谷新居屋七三	庄原市高野町新市一〇七八 安芸高田市美土里町生田一七七七 の一	廣島北部森林管理署新市森林 事務所
四万十森林管理署梼原森林事	国立療養所大島青松園	山事業所 徳島森林管理署祖谷川第二治	廣島北部森林管理署生桑森林 事務所	管理官事務所
四級地	一級地	一級地	二級地	二級地
四級地	一級地	一級地	二級地	二級地

			安芸郡東洋町野根字ハヤウノ東丙 一四八九の一	
			安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一 七	
			安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一 七	
			安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一 所	
			安芸森林管理署魚梁瀬・西川 森林事務所	
業所	香美市物部町別府三七三の四	業所	安芸森林管理署東川森林事務 所	安芸森林管理署野根森林事務 所
事務所	長岡郡大豊町黒石三四五の七	高知中部森林管理署別府森林 事務所	二級地	三級地
			二級地	三級地

長岡郡大豊町黒石三四五の七

嶺北森林管理署吉野川上流治

山事業所

長岡郡大豊町東土居一九一の一

四国山地砂防事務所大豊建設

監督官詰所

吾川郡いの町清水上分三八四の一

嶺北森林管理署吾北森林事務

所

吾川郡いの町長沢三五の二

嶺北森林管理署寺川・長沢森

林事務所

高岡郡四十町昭和字船戸ノ上り

四十森林管理署十和森林事

四二七の三

務所

高岡郡四十町大正字橋詰四六三

四十森林管理署大正・下津

の一

井森林事務所

四十市西土佐江川崎字上宮地一

四十森林管理署藤の川・黒

一級地

一級地

		福岡県	
一 対馬市上対馬町比田勝九五八の一	長崎県 対馬市上対馬町比田勝九五八の一 五六の七	福岡県 八女市矢部村北矢部一〇五一の 一 対馬市上対馬町比田勝九五八の一 五六の七	八の二 吾川郡仁淀川町高瀬三八一五 所
勝分室	門司植物防疫所福岡支所比田	福岡県 福岡出入国在留管理局対馬出 張所比田勝港国際ターミナル 事務所 厳原税関支署比田勝出張所	大渡ダム管理所 福岡森林管理署矢部森林事務 所
		四級地	二級地
		四級地	二級地

対馬市峰町三根二の八

長崎森林管理署三根森林事務

対馬市上対馬町比田勝一〇〇〇の

比田勝海上保安署

二三

対馬市上県町佐護西里二九五六の

九州地方環境事務所対馬自然

五

対馬市厳原町久田五八七の二

福岡刑務所厳原拘置支所

対馬市厳原町東里三四一の四二

長崎地方法務局対馬支局

対馬市厳原町東里三四一の四二

福岡出入国在留管理局対馬出

張所

対馬市厳原町中村六四三

長崎地方検察庁厳原支部

対馬市厳原町中村六四三

厳原区検察庁

対馬市厳原町東里三四一の四二

厳原税関支署

三級地

三級地

対馬市厳原町桟原三八

厳原税務署

対馬市厳原町東里三四一の四二一

福岡検疫所厳原・比田勝出張

対馬市厳原町東里三四一の四二一

対馬労働基準監督署

対馬市厳原町中村六四二の二

対馬公共職業安定所

対馬市厳原町東里三四一の四二一

動物検疫所門司支所博多出張

対馬市厳原町日吉二九三の二

所厳原港事務所

対馬市厳原町日吉二九三の二

長崎森林管理署厳原森林事務

対馬市厳原町東里三四一の四二一

所

対馬市厳原町東里三四一の四二一

長崎港湾・空港整備事務所厳

対馬市厳原町久田六四五の八

原港分室

対馬市厳原町久田六四五の八

厳原自動車検査登録事務所

対馬市厳原町東里三四一の四二一

対馬海上保安部

壱岐市郷ノ浦町本村触六二四の二

長崎地方法務局壱岐支局

二級地

壱岐市郷ノ浦町本村触六二一〇の四

長崎地方検察庁壱岐支部

二級地

壱岐市郷ノ浦町本村触六二一〇の四

壱岐区検察庁

二級地

壱岐市郷ノ浦町本村触六二一〇の四

壱岐税務署

二級地

壱岐市郷ノ浦町本村触六二一〇の四

対馬労働基準監督署壱岐駐在事務所

壱岐市郷ノ浦町本村触六二一〇の四

対馬公共職業安定所壱岐出張所

壱岐市郷ノ浦町本村触六二一〇の五

壱岐海上保安署

五島市栄町一の八

長崎刑務所五島拘置支所

五島市紺屋町一の一

長崎地方法務局五島支局

五島市紺屋町一の一

長崎地方検察庁五島支部

五島市紺屋町一の一

五島区検察庁

二級地

		熊本県					
球磨郡五木村甲字西谷七〇一二六の	八代市泉町椎原一の二		五島市東浜町二の一の一 五島市東浜町二の一の一 五島市東浜町二の一の一	五島市福江町七の三 五島市武家屋敷一の三の八	五島公共職業安定所 長崎森林管理署福江森林事務所 九州地方環境事務所五島自然保護官事務所	事務所 長崎労働基準監督署五島駐在	長崎税関五島監視署 福江税務署
川辺川ダム砂防事務所川辺川	林事務所	熊本南部森林管理署五家荘森					
一級地	二級地						
一級地	二級地						

県 鹿児島	宮崎県	大分県	
大島郡天城町平土野二六九一の一	東臼杵郡椎葉村大字下福良一八二 えびの市末永一四九五の五 六の一五七	玖珠郡九重町大字田野二六〇の二	砂防建設監督官詰所 六
群島国立公園管理事務所徳之 沖縄奄美自然環境事務所奄美	九州地方環境事務所霧島錦江 湾国立公園管理事務所えびの 管理官事務所	宮崎北部森林管理署上椎葉森 林事務所 じゅう管理官事務所	大分西部森林管理署中村森林 事務所 二級地
六級地	一級地	四級地	二級地
六級地	一級地	四級地	二級地

			島管理官事務所
大島郡喜界町大字荒木九〇の二 大島郡徳之島町亀津五五三の一	喜界島農業水利事業所 名瀬公共職業安定所徳之島分室	五級地	
大島郡徳之島町亀津七一一の二	鹿児島森林管理署徳之島森林事務所	五級地	
熊毛郡屋久島町栗生一一四〇の四	屋久島森林管理署栗生森林事務所	四級地	
熊毛郡屋久島町安房前岳二七三九 の三四三	九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所	四級地	
大島郡大和村思勝字腰ノ畠五五一	沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所	四級地	
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津	古仁屋海上保安署		

三五の一

西之表市西之表一六三一四の六

所

西之表市西之表一六三一四の六

種子島稅務署

西之表市西之表一六三一四の六

鹿兒島公共職業安定所熊毛出

張所

西之表市西之表七六〇四

屋久島森林管理署西之表森林

事務所

西之表市西之表一六三一四の六

西之表港湾事務所

西之表市西之表一六三一四の六

種子島海上保安署

奄美市名瀬矢之脇町二一の一

鹿兒島刑務所大島拘置支所

奄美市名瀬入舟町二三の一

鹿兒島地方法務局奄美支局

奄美市名瀬矢之脇町一の二

鹿兒島保護觀察所奄美駐在官

鹿兒島地方法務局種子島出張

三級地

三級地

事務所

奄美市名瀬矢之脇町一の二

奄美市名瀬矢之脇町一の二

奄美市名瀬矢之脇町二六の一

奄美市名瀬長浜町一の一

奄美市名瀬長浜町一の一

奄美市名瀬和光町一七〇〇

奄美市名瀬長浜町一の一

奄美市名瀬長浜町一の一

奄美市名瀬長浜町一の一

奄美市名瀬真名津町一の一七

奄美市名瀬長浜町一の三

鹿児島地方検察庁名瀬支部

名瀬区検察庁

鹿児島財務事務所名瀬出張所

鹿児島税関支署名瀬監視署

大島税務署

国立療養所奄美和光園

名瀬労働基準監督署

名瀬公共職業安定所

門司植物防疫所名瀬支所

鹿児島森林管理署名瀬森林事務所

西之表港湾事務所第四建設管

理官室名瀬港出張所

奄美市名瀬和光町一二の一

奄美市名瀬矢之脇町二六の一

名瀬測候所

奄美市名瀬矢之脇町二六の一

奄美海上保安部

熊毛郡屋久島町宮之浦一五七七の

九州森林管理局計画保全部屋

熊毛郡屋久島町安房一六六の五

久島森林生態系保全センター

熊毛郡屋久島町安房二三七二

屋久島森林管理署

熊毛郡屋久島町安房二三七二

務所

熊毛郡屋久島町安房二三七二

屋久島森林管理署春牧森林事

務所

熊毛郡屋久島町宮之浦二三九五の

屋久島森林管理署宮之浦森林

一九

		沖縄県			
八重山郡竹富町字古見	八重山郡竹富町字南風見二〇一 の一	島尻郡南大東村字在所三〇六 八重山郡与那国町字与那国九九九	始良郡湧水町中津川一七三三 肝属郡南大隅町根占横別府三五三 二の一	○	熊毛郡屋久島町宮之浦二三九五の 一九
沖縄奄美自然環境事務所西表	所	南大東島地方氣象台 石垣税関支署与那国監視署	鹿児島刑務所 大隅森林管理署根占森林事務 所	口永良部島火山防災連絡事務 所	屋久島森林管理署小瀬田森林 事務所
	五級地	六級地	一級地		
	五級地	六級地	一級地		

			自然保護官事務所
宮古島市伊良部字佐和田一七三九 の四	宮古空港・航空路監視レーダー事務所下地島空港分室	宮古空港・航空路監視レー ダ一事務所下地島空港分室	四級地
宮古郡多良間村字仲筋外間里三四 三	宮古圏域農業水利事業所	宮古圏域農業水利事業所	四級地
八重山郡竹富町字西表六八九	沖縄森林管理署租納森林事務所	沖縄森林管理署租納森林事務所	四級地
八重山郡竹富町字西表六八九	八重山財務出張所	八重山財務出張所	四級地
石垣市字登野城五五の四	石垣農林水産センター	石垣農林水産センター	
石垣市字登野城五五の四	石垣農業水利事業所	石垣農業水利事業所	
石垣市字石垣四八六の一	石垣港湾事務所	石垣港湾事務所	
石垣市美崎町一の一〇	八重山運輸事務所	八重山運輸事務所	
石垣市字真栄里上原八六三の一五	沖縄刑務所八重山刑務支所	沖縄刑務所八重山刑務支所	
石垣市字真栄里四一二			

石垣市字登野城五五の四

石垣市字登野城五五の四

那霸地方法務局石垣支局

那霸保護觀察所石垣駐在官事

務所

石垣市浜崎町一の一の八

福岡出入国在留管理局那霸支
局石垣港出張所

石垣市字登野城五五の一

那霸地方検察庁石垣支部

石垣市字登野城五五の一

石垣区検察庁

石垣市浜崎町一の一の八

石垣税関支署

石垣市字白保一九六〇の一〇四

石垣税関支署石垣空港出張所

石垣市字登野城八

石垣税務署

石垣市浜崎町一の一の八

那霸檢疫所石垣出張所

石垣市字白保一九六〇の一〇四

那霸檢疫所石垣空港出張所

石垣市字登野城五五の四

八重山労働基準監督署

石垣市字登野城五五の四

八重山公共職業安定所

石垣市浜崎町一の一の八

那霸植物防疫事務所石垣出張

石垣市字白保一九六〇の一〇四

動物検疫所沖縄支所検疫課石

所
垣分室

石垣市字登野城五五の四

九州森林管理局計画保全部西

表森林生態系保全センター

石垣市盛山二二二の七二

大阪航空局石垣空港出張所

石垣市字登野城四二八

石垣島地方気象台

石垣市浜崎町一の一の八

石垣海上保安部

石垣市盛山二二二の二八二

石垣航空基地

石垣市八島町一の二七

沖縄奄美自然環境事務所石垣

自然保護官事務所

宮古島市平良字下里一〇一六

宮古財務出張所

宮古島市平良字下里一〇一六

宮古島農林水産センター

宮古島市平良字下里一〇八の一

宮古圏域農業水利事業所

宮古島市平良字西里七の二一

平良港湾事務所

宮古島市平良字下里一〇三七の一

宮古運輸事務所

宮古島市平良字西里三四五の六

沖縄刑務所宮古拘置支所

宮古島市平良字下里一〇一六

那霸地方法務局宮古島支局

宮古島市平良字下里一〇一六

那霸保護觀察所宮古島駐在官

事務所

宮古島市平良字下里一〇八の一

福岡出入国在留管理局那霸支

局宮古島出張所

宮古島市平良字西里三四五

那霸地方検察庁平良支部

宮古島市平良字西里三四五

平良区検察庁

宮古島市平良字西里七の二一

宮古島税関支署

宮古島市平良字東仲宗根八〇七の一

宮古島稅務署

七

宮古島市平良字下里一〇一六

那霸検疫所平良出張所

宮古島市平良字島尻八八八

国立療養所宮古南静園

宮古島市平良字下里一〇一六

宮古労働基準監督署

宮古島市平良字下里一〇二〇

宮古公共職業安定所

宮古島市平良字西里七の二一

那霸植物防疫事務所平良出張

宮古島市平良字下里一〇二〇の一

所

宮古島市平良字下里一六五七

動物検疫所沖縄支所検疫課平

一
良分室

宮古島市平良字下里一六五七

宮古空港・航空路監視レーバー事務所

宮古島市平良字下里一〇一〇の七

宮古島地方気象台

宮古島市平良字西里七の二一

宮古島海上保安部

国頭郡国頭村字安波二〇九

沖縄森林管理署安波森林事務所

島尻郡座間味村字座間味一〇九

所

沖縄奄美自然環境事務所慶良
間自然保護官事務所

国頭郡国頭村字安波川瀬原一三〇

北部ダム統合管理事務所

一の二二

二級地

国頭郡東村字高江四六六の一

沖縄森林管理署高江森林事務所

二級地

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される特地官署

都道 府県	北海道	所 在 地	官 署	級別 (冬期)
青森県	士別市朝日町岩尾内七三一四	旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内 ダム管理支所		
むつ市川内町中畑四二 むつ市川内町中畑四二 北津軽郡中泊町大字今泉字神山三一三 の四九	阿寒郡鶴居村鶴居西四丁目番外地 下北森林管理署東川内森林事務所 津軽森林管理署金木支署今泉森林事務所	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所		
上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附五〇四 の三六	六ヶ所保障措置センター 所	一級地	一級地	区分
三戸郡新郷村大字戸来字館神四〇の四	三八上北森林管理署戸来森林事務所			

				岩手県	三戸郡新郷村大字戸来字館神四〇の四	三八上北森林管理署猿辺森林事務所
				宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所	一級地
				宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所	
				久慈市山形町霜畑第六地割六六の一	三陸北部森林管理署久慈支署山形森林	
福島県	山形県	宮城県	岩手県	岩手郡岩手町大字子抱五の一の一九	盛岡森林管理署岩手森林事務所	
岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四	栗原市鶯沢南郷辻前七四の一	栗原市鶯沢南郷辻前七四の一	岩手郡岩手町大字子抱五の一の一九	岩手郡岩手町大字子抱五の一の一九	盛岡森林管理署岩手森林事務所	
	刈田郡七ヶ宿町字関一三四の二	刈田郡七ヶ宿町字関一三四の二	宮城北部森林管理署栗原治山事業所	宮城北部森林管理署栗原治山事業所	宮城北部森林管理署栗原治山事業所	
	最上郡真室川町大字及位四五三の八	最上郡真室川町大字及位四五三の八	仙台森林管理署七ヶ宿森林事務所	仙台森林管理署七ヶ宿森林事務所	仙台森林管理署七ヶ宿森林事務所	
	所	山形森林管理署最上支署及位森林事務	山形森林管理署最上支署及位森林事務	山形森林管理署最上支署及位森林事務	山形森林管理署最上支署及位森林事務	
福島森林管理署白河支署大平森林事務	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	一級地	一級地	一級地	
一級地	一級地	一級地				

長野県	福井県	新潟県	群馬県	栃木県	石川郡古殿町大字松川字前木六六の四	所
下伊那郡大鹿村大字大河原八九二 塩尻市奈良井七九〇の一四	大野市長野三三字長平四の一 白山市白峰ハ一五〇の一	東蒲原郡阿賀町新谷一六五四の一	利根郡みなかみ町夜後二六	日光市西川四一六	鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム	福島森林管理署白河支署大原森林事務所
中信森林管理署奈良井森林事務所 天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張	ム管理支所	下越森林管理署三川森林事務所 石川森林管理署白峰森林事務所 九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム	利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	一級地	一級地	
一級地	一級地	一級地	一級地	一級地	一級地	

島根県	岐阜県	木曽郡南木曾町吾妻三三九八の三 木曽森林管理署南木曾支署蘭森林事務所
飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	下呂市小坂町湯屋四 北安曇郡白馬村大字北城五五九八の一 下水内郡栄村大字北信三六三〇の二	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七 木曽郡木曾町日義四七七四 飯田国道事務所木曾維持出張所 中信森林管理署白馬森林事務所 北信森林管理署水内森林事務所
出雲河川事務所志津見ダム管理支所	岐阜森林管理署濁河森林事務所	
一級地	一級地	

備考

一 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 この表に掲げる官署のうち、冬期以外の期間に特地勤務手当に準ずる手当を支給しない官署は旭川

開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所、宮城北部森林管理署栗原治山事業所、利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所、九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所、天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張所及び出雲河川事務所志津見ダム管理支所とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
群馬県	北海道 山形県 利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	夕張市本町五の五 酒田市草津字湯ノ台七一の一 最上郡最上町大字富沢八九〇の七
利根沼田森林管理署鎌田森林事務所	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所 山形森林管理署最上支署赤倉森林事務所	千歳公共職業安定所夕張出張所

新潟県 岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四

羽越河川国道事務所大石ダム管理支所

の三

石川県 白山市白峰ハ九二

白山市白峰ツ四〇の一

山梨県 南巨摩郡南部町内船八一〇六の五八

石川森林管理署手取川治山事業所

金沢河川国道事務所白山砂防出張所

関東森林管理局山梨森林管理事務所南部森林事務所

長野県 木曽郡南木曽町読書一九一二の一

岐阜県 下呂市小坂町大島一六四三の二

下呂市小坂町大島一六四三の二

静岡県 浜松市天竜区春野町氣田三八〇の二

木曽森林管理署南木曾支署柿其森林事務所
岐阜森林管理署

岐阜森林管理署小坂森林事務所

香川県 小豆郡小豆島町坂手甲一八三五の二

小豆島海上保安署

愛媛県 北宇和郡松野町大字目黒六八五

愛媛森林管理署目黒森林事務所

高知県 四十万市西土佐西ヶ方五八六の二

四国森林管理局森林整備部四十川森林ふれあ

い推進センター

北海道	府県	都道	
上川郡上川町中央町六〇三	所 在 地	官 署	宮崎県 西臼杵郡日之影町大字七折字八戸一九四六 の 一
所 北 海 道 地 方 環 境 事 務 所 大 雪 山 国 立 公 園 管 理 事 務	鹿児島 県	霧島市牧園町高千穂字丸尾三九三〇 肝属郡錦江町田代川原六八二の九	宮崎北部森林管理署八戸森林事務所 鹿児島森林管理署牧園森林事務所 大隅森林管理署田代森林事務所

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二　冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

富山県	中新川郡立山町芦嶺寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所
長野県	上伊那郡中川村大草六八八四の一九	天竜川ダム統合管理事務所

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地官署（以下「特地官署」という。）であつた官署（施行日において特地官署であるものを除く。）であつて、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和九年三月三十一日までの間、特地官署とする。

2 施行日の前日において特地官署であつた官署のうち、施行日において次の各号に掲げる官署のいずれかに該当するものに在勤する職員の当該各号に定める特地勤務手当の月額は、規則九一五五第二条第一項の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、俸給及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める特地勤務手当の改正前の規則（この規則による改正前の規則九一五五をいう。以下同じ。）による支給割合から百分の二を減じた支給割合を乗じて得た額とする。

一 第三号に掲げる官署以外の官署であつて、冬期（改正後の規則第二条第二項に規定する「冬期」をいう。以下同じ。）における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は前項の規定の適用を受ける官署となつたもの　冬期の期間に支給する特地勤務手当

二 次号に掲げる官署以外の官署であつて、冬期以外の期間における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は改正後の規則別表第一の二の表に掲げる特地官署となつたもの　冬期以外の期間に支給する特地勤務手当

三 冬期及び冬期以外の期間における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割

合が低い級別区分である官署又は前項の規定の適用を受ける官署（改正前の規則第三条各号に掲げる官署を除く。）となつたもの 冬期及び冬期以外の期間に支給する特地勤務手当

（令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 施行日の前日において給与法第十四条第一項に規定する準特地官署（以下「準特地官署」という。）であつた官署（施行日において特地官署又は準特地官署であるものを除く。）であつて、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和九年三月三十一日までの間、準特地官署とする。

この場合において、改正前の規則第四条第三項第二号に掲げる準特地官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

2 前項に規定する官署に在勤する職員については、改正後の規則第四条第二項中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」として、同項の規定を適用する。

3 改正後の規則第四条第三項各号に掲げる官署（改正前の規則第四条の規定によりその在勤する職員に対して特地勤務手当に準ずる手当が冬期及び冬期以外の期間に支給されていた官署に限る。）に在勤する職員については、令和八年十月三十一日までの間、規則九一五五第五条第三項及び改正後の規則第四条第三

項の規定にかかわらず、改正後の規則第四条第二項中「百分の五」及び「百分の四」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」として、同項の規定を適用する。

(雑則)

第四条 前二条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。